

第9章 農業実習等に関する規程

I 農場管理当番規程

(目的)

第234条 農業に関する科目において履修した実験実習をもとにして、正規の時間内に完遂できなかった各種実習を放課後完遂する。

2 農業の生産技術や経営事務の合理化を図り、協同責任、安全を重んずる実践的態度を養う。

(実施要領)

第235条 農場管理当番の実施要領について、以下のとおり定める。

- (1) 管理当番は、農場経営の総合実習であることを充分理解せしめ、積極的に参加させる。
- (2) 実習時間は、放課後1時間とする。夏季、冬季、春季休業中の当番は担当で決める。
- (3) 専攻学習を履修しているクラス以外は管理当番を割り当てる。
- (4) 放課後の管理当番は、時鐘の合図と共に農場管理棟前に集合し各部門別々に割り当てる。
- (5) 管理当番割当は別に定める。

II 実習服装規程

(実習服装)

第236条 実習服装の着用、管理について以下のとおり定める。

- (1) 実習時には、必ず規程の実習服、ゴム長靴を着用すること。
- (2) 実習服、ゴム長靴には所定の場所に記名する。
 - ①上衣……左胸ポケット上
 - ②下衣……左第一バンド通し下
- (3) 実習服、ゴム長靴は常に清潔にしておく。
- (4) 実習服、ゴム長靴の貸し借りは厳禁とする。

III 農機具使用規程

(農機具の使用)

第237条 農機具の使用について以下のとおり定める。

- (1) 農機具は、係職員の指示を受けて使用する。
- (2) 使用前に各部の点検を必ず行う。
- (3) 農機具は常に正しい使い方をし、用途以外に使用したり、無理したり投げたりしないように使用する。
- (4) 農機具類の運搬に際しては、運搬中に傷つけたり、危険な持ち方をしたりしないように注意する。
- (5) 農機具類が故障、または破損した時は、直ちに担当職員に連絡する。
- (6) 使用後は、水洗い掃除点検を十分行い、所定の場所に返納し整頓しておく。
- (7) 鍬や鎌の使用の場合は、各クラスで統一して同記号かつ自分の番号の農具を使用する。

IV 農薬取扱規程（農薬使用の心得）

(用具類及び施設の管理)

第238条 作業時に農薬の害を受けない完全な服装で実習が出来るよう次の用具を準備し、常に十分手入れを行っておくこと。

ヘルメット、農薬散布用保護衣（上下）、帽子、ゴム手袋、ゴム前掛け、ゴム長靴、保護マスク、保護用クリーム

2 農業用の計量調剤等の器具類は、専用として準備する。

3 防除機及び施設等の点検整備及び修理は、安全な状態でかつ安全な方法で確実に行うこと。

(農薬保管上の注意)

第239条 農薬類は、その保管場所を明確にし、施錠して保管すること。錠は管理責任者が厳重に保

管すること。

- 2 薬品類は、ラベルを明確に添付し、種別ごとに分類保管して誤りのないように注意すること。
 - 3 保管または使用中の農薬は火気に近づけないようにすること。
 - 4 農薬類の出し入れは係教師が責任をもって行い、所定の受け払い簿または日誌にそれを記録し、在庫を常に明確にしておくこと。
 - 5 管理責任者は定期点検を行い（毎学期2回）薬品の保管の厳正を図るよう努めること。
- （農薬取り扱い上の注意）

第240条 農薬等の使用にあたっては、その薬品の性質、特徴、使用の目的、使用上の注意などについて、事前指導を十分に行うこと。

- 2 農薬の配合調整をするときは、必ず指導教師の立ち会いのもとに実施し、事故防止に努めること。
 - （1）散布液の濃度は、規程どおりとし、むやみに濃度を高めない。
 - （2）薬液量は当日使い切ってしまう量であること。
 - （3）乳剤の調整は、原液を少量の水にとかしたのち、徐々に所定量の水で希釈する。
 - （4）水和剤の調整は、粉末を少量の水でのり状に練ってから、後々に水を加えながら所定量の散布液を作るようにする。
- 3 農薬を散布するときは、風上に背を向けて行い、農薬が身体にかからないように注意すること。
- 4 身体に異常のあるときは、農薬を使用してはいけない。
- 5 燻蒸剤使用時には、次の事項に留意すること。
 - （1）周囲にガスが広がらないように注意する。
 - （2）燻蒸中は、その箇所に危険表示をする。
 - （3）ガス抜きを完全に行ってから作業を行う。
- 6 農薬が皮膚についたときは、直ちに石けんでよく洗う。
- 7 薬剤散布にあたっては、服装、保護具（雨合羽、マスク、手袋、その他）を完全にし、接触や吸入による中毒の防止に努めること。
- 8 動力などを使用して薬剤散布をするときは、事故を未然に防ぐこと。
- 9 農薬散布作業は、同一人が長時間続けて行わないこと。
- 10 使用残りの散布液は危険のないようにその日で処分する。
- 11 作業服がぬれたら必ず着替え、洗濯してから着用する。
- 12 農薬の空袋、空ビン等は農場に放置せず確実に焼却または埋設等の方法で処分すること。
- 13 保護衣、マスク、手袋等の保護具は十分に手入れして次の作業のため保管すること。
- 14 農薬、防除機等の後始末が終わったら直ちに入浴するか、または手足、顔を石けんでよく洗う。
- 15 使用農薬、対象病虫害、使用方法、作業時間はその日のうちに確実に防除日誌等に記入しておくこと。

（救急処置）

第241条 薬剤散布作業によって身体に異常をおぼえた場合は、直ちに申し出るように指導し、医師に連絡して診断処置を受ける。